

広報かしわ広告掲載取扱基準

制定 平成 25 年 3 月 5 日

施行 平成 25 年 3 月 5 日

1 目的

この基準は、柏市広告物掲載取扱要領（平成 17 年 12 月 20 日施行）及び広報広聴課印刷物等広告掲載取扱要領（平成 16 年 11 月 8 日施行。以下「各要領」という。）に基づき、柏市広報紙「広報かしわ」（以下「広報かしわ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 掲載の範囲

掲載できる広告は、市民生活に関連したもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報かしわの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業
- (4) たばこに係るもの
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 商品先物取引に係るもの
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (8) エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などで医療法上の診療科目以外の医療、施術、役務サービス業
- (9) 公的機関・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (11) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (12) 市外不動産物件の斡旋等人口流出のおそれがあるもの
- (13) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(14) その他，広告として妥当でないと市長が認めるもの

3 掲載順位

広告の掲載順位は，次のとおりとする。

- (1) 市内に事業所を有する企業等のうち，その事業内容が公共的性格を有する企業等に係る広告
- (2) 市内に事業所を有する企業等のうち，前号に掲げる企業等以外の企業等に係る広告及び自営業に係る広告
- (3) 国，地方公共団体及び公社，独立行政法人，公益法人及びそれに類するものに係る広告
- (4) 第1号及び第2号に掲げる企業等以外の企業等に係る広告
- (5) その他，掲載することが適当であると市長が認める広告

4 掲載の位置，枠数

広告の掲載位置，枠数及び規格は，別に定める仕様等により市が指定するものとする。

5 広告業務の取扱

広告業務の取扱は，市の指定する広告代理取扱事業者（以下「広告取扱業者」という。）が行うものとする。

6 広告料

広告取扱業者は，広報かしわの利用対価を広告料として市に支払うものとする。金額及び期日，方法等は，別途契約で定めるところとする。

7 募集方法

広告は，広告取扱業者が募集するものとする。ただし，広報かしわ又は柏市ホームページ「柏市オフィシャルウェブサイト」等において，募集を告知することを妨げないものとする。

8 掲載の申し込み

- (1) 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は，広告取扱業者に申し出なければならない。
- (2) 前項の規定による申し出を受けた広告取扱業者は，各要領及びこの基準（以下「要領等」という。）の規定に基づき，広告掲載の適否を決定し，適当と認める場合は，申込者に関する資料等を指定する期日までに市に提出し，市による申込者の承認を受けなければならない。

9 広告原稿の提出

- (1)市の承認を受けた申込者に係る広告の原稿案(電子データ)は、指定する形式、方法及び期日で市に提出するものとする。
- (2)市は、前項の規定により提出を受けた広告の原稿案について、要領等の規定に基づく審査を行うものとし、広告の内容等が要領等に違反し、又は、違反するおそれがあると認めるときは、広告取扱業者に広告の内容の修正等を求めることができる。
- (3)広告取扱業者は、前項の規定による修正等の求めがあったときは、速やかに対応しなければならない。

10 責任

- (1)掲載する広告の内容等に係る一切の責任は、広告掲載をする者(以下「広告主」という。)及び広告取扱業者が負うものとし、市は、その旨を広報かしわ等において告知することができるものとする。
- (2)第三者から広告に関する苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主及び広告取扱業者の責任及び負担において解決するものとする。

11 禁止事項

広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1)日本通信販売協会が定めるガイドラインに違反する行為
- (2)消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (3)市又は第三者に対し、財産権(知的財産権を含む。)、名誉及びプライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (4)市の広告掲載業務の運営を妨げる行為
- (5)その他、市が禁止事項と認める行為

12 市による掲載中止

- (1)市は、広告主が次に掲げる事由の一に該当すると認める場合には、広告取扱業者及び広告主への何らの予告なしに、掲載広告を中止することができるものとする。

ア 法令の定め違反する行為又はそのおそれのある行為をしたとき

イ 公序良俗に反する行為をしたとき

ウ この基準の規定に違反したとき

エ 手形又は小切手の不渡りが発生したとき

オ 差押え，仮差押え，仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき

カ 破産，民事再生，会社更生，会社整理または特別清算の申し立てがされたとき

キ 前３号の他，広告主の信用状態に重大な変化が生じたとき

ク 解散又は営業停止状態となったとき

ケ 広告主が販売方法，取扱商品，その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき

コ その他，前各号のいずれかに準ずる事由があると認めるとき

(2) 前項の規定により掲載を中止した場合において，市は，広告取扱業者が市に納入すべき広告料の減額を行わず，広告主及び広告取扱業者に対する賠償責任を負わないものとする。

1 3 基準の変更

(1) 市は，広告主に予告することなく，この基準の内容を変更することができる。

(2) 前項の場合において，市は広告取扱業者を通して広告主に対し速やかに内容の変更を通知するものとする。

1 4 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この基準は，平成２５年３月５日から施行する。

附 則

この基準は，平成２８年１月２１日から施行する。

附 則

この基準は，平成２９年１月５日から施行する。

附 則

この基準は，平成３１年１月２１日から施行する。

附 則

この基準は，令和３年４月１日から施行する。

附 則

この基準は，令和 6 年 9 月 1 日から施行する。